

写

23生畜第897号
23消安第2293号
平成23年7月20日

北海道農政部長 殿
東北農政局
関東農政局
北陸農政局
東海農政局
近畿農政局
中国四国農政局
九州農政局
生産経営流通部長 殿
消費・安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

生産局畜産部畜産企画課長
消費・安全局農産安全管理課長

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与又は敷料として利用した農家が判明した各県には、当該農家の家畜排せつ物及びそれを原料として製造した堆肥等（以下、「家畜排せつ物等」）について、利用や譲渡を行わないよう指導していただいているところですが、稲わらの使用実態等の調査の進展も踏まえ、不適正給与等が判明した場合には、下記のとおり指導が徹底されるよう、改めて、（貴職から貴職管内各都府県に対して周知いただきますよう） お願いします。
※下線部は、各地方農政局生産経営流通部長、消費・安全部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて

記

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した農家が判明した場合には、当該農家の家畜排せつ物等について、次のとおり、取り扱うよう指導を徹底すること。

- 1 利用や譲渡は行わず、農場内等において保管しておくこと。
- 2 堆肥化には一定の期間を要すると解されるが、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した以降の家畜排せつ物等の譲渡の有無を確認するとともに、譲渡が判明した場合は、譲渡先に対して、利用や再譲渡をしないよう連絡すること。
- 3 本措置により、家畜排せつ物等が管理施設の容量を超えて滞留した場合においても、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第1項に規定する管理基準に基づき管理すること。